

令和4年度

東村山市
小口事業資金
融資制度のご案内
(一般融資・特別融資)

市内で創業の方には
市独自の融資メニュー
「特定創業資金」を
ご用意しています！



東村山市公式キャラクター
『ひがっしー』

東村山市役所

地域創生部 産業振興課 商工振興係

代表 042 (393) 5111



東村山市
ホームページ



目的

中小企業資金融資制度は市内商工業者の健全な事業活動を促進させるため、契約金融機関を通じて資金の需要に応え、企業の拡大と振興を図っていただくため、設けられた制度です。



融資一覧

制度	資金使途	限度額 (万円)	融資期間	利率(%)	市補助金	
					利子補給	保証料補助
一般融資	運転資金	500	5年 (据置6ヶ月含む)	1.875%	市負担1/2	市負担1/2 ただし 上限10万円
	設備資金	700	7年 (据置1年含む)			
	移転資金	1,200	10年 (据置1年含む)			
	創業資金	500	5年 (据置1年含む)			
	特定創業資金	500	7年 (据置1年含む)	1年目 市全額負担	市全額負担	
特別融資	不況対策 特別資金	500	5年 (据置6ヶ月含む)	1.675%	2年目以降 市負担1/2	市負担1/2 ただし 上限10万円

*融資利率は「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に適用されます。

i 融資制度について

◎市の融資制度をご利用頂くメリット（詳しくは10ページ参照）

Point1：融資実行時に生じる「保証料」の2分の1（上限10万円）を市が補助します！

※特定創業資金については全額補助になります。

Point2：融資完済後、**支払い利息の2分の1**を市が補助します！

※特定創業資金と特別融資については1年目を全額、2年目以降2分の1を補助します。

保証料補助は融資実行後、利子の補助は融資完済後、市へ別途ご申請が必要です。

◎東村山市では引き続き市内での創業・開業を応援しております。

東村山市が発行する市長の認定証明書をお持ちの方を対象とした、**市独自の創業者優遇制度「特定創業資金」**。（詳しくは4ページ参照）

①創業資金よりさらに**0.2%利率を低く設定**！

②返済期間は**7年と、創業資金より2年長く設定**！

③**保証料は全額市で負担**いたします！

④**支払利息の1年目は全額市で負担**いたします！



運転資金・設備資金

📄 申込要件

- 1) 中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者をいう）であること。
- 2) 申込時において市内に事業所(事務所・店舗及び工場等)を有し、かつ市内で1年以上同一事業を営んでいる者。
- 3) 個人事業者については、市内に3カ月以上在住している者。
- 4) 前年度の市町村民税を滞納していないこと。
- 5) 当該事業所に係る資金として必要としていること。
- 6) 事業内容が堅実で適切な事業計画を有すること。

*外国人の場合にあっては、上記に掲げるもののほか、東京信用保証協会の外国人に対する保証の要件を備えている必要があります。

🏢 融資内容

資金使途	限度額	融資期間	利率
運転資金	500万円	5年（据置6ヶ月含む）	1.875%
設備資金	700万円	7年（据置1年含む）	

*融資利率は「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に適用されます。

*この制度または、小口零細企業資金融資制度のどちらか**1事業者につき1種類1口**とします（**原則重複申請不可**）。ただし、特別融資（不況対策特別資金・緊急対策特別資金）については、一般融資または零細融資と1種類併用可能。

*連帯保証人については、個人の場合は信用保証協会、法人の場合は信用保証協会及び原則として当該法人の代表者個人保証としますが、必要なときは担保を求められることがあります。

***申請は、原則申請者本人とします。**代理人で申請の場合は委任状が必要です。（書式任意）

*産業振興課申込後は金融機関の指示に従って下さい。



必要書類

運転資金・設備資金

市指定様式の融資申込書のほかに、下記の書類が必要です。

	個人事業者の場合	通数	法人の場合	通数
運 転 資 金	①直近の納税証明書（所得税その1）	1	①直近の納税証明書（法人税その1）	1
	②前年度の納税証明書（市民税）	1	②前年度の納税証明書（法人市民税）	1
	③確定申告書（写し）直近2期分 ※	各2	③決算書（写し）直近2期分	各2
	④印鑑証明書	2	④印鑑証明書（法人・代表者）	各2
	⑤住民票（本人のみ記載）	1	⑤登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	2
設 備 資 金	①直近の納税証明書（所得税その1）	1	①直近の納税証明書（法人税その1）	1
	②前年度の納税証明書（市民税）	1	②前年度の納税証明書（法人市民税）	1
	③確定申告書（写し）直近2期分 ※	各2	③決算書（写し）直近2期分	各2
	④印鑑証明書	2	④印鑑証明書（法人・代表者）	各2
	⑤住民票（本人のみ記載）	1	⑤登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	2
	⑥見積書	1	⑥見積書	1

※①の所得税・法人税の納税証明書は税務署で、②の市民税の納税証明書は市役所本庁舎2階の収納課で取得できます。

※各証明書は申込日から3ヶ月以内に交付された原本が必要です。

※個人事業者の確定申告書は、第一表・第二表のほか、収支内訳書や青色申告決算書もご用意ください。

※法人の場合印鑑証明は、法人および法人代表者の印鑑証明書が各2通、計4通必要です。

※申込時に偽りがあったと発覚した場合、目的外に融資資金を使用した場合は、融資資金を全額返済していただきます。

場合によっては、追加資料を提出していただくこともあります。



創業・特定創業資金

📄 申込要件

- 1) 申込時において次のいずれかに該当する者。
 - ア. 市内において、1カ月以内(法人を設立する場合は2カ月以内)に新たに事業を開始する予定のある者。
 - イ. 市内に事業所を有する中小企業者で、事業開始1年未満の者。
※事業開始とは、保証協会の算出方法に準じ「売上が発生した時点」とします。
- 2) 個人事業者については、市内に3カ月以上在住している者。
ただし、**特定創業資金**については、申込時点で市内に住所を有すること。
- 3) 前年度の市町村民税を滞納していないこと。
- 4) 事業内容が堅実で適切な事業計画を有すること。
- 5) **特定創業資金**については、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による、東村山市発行の市長の認定証明書を有している者。

*外国人の場合にあっては、上記に掲げるもののほか、東京信用保証協会の外国人に対する保証の要件を備えている必要があります。

🏢 融資内容

特定創業資金については、創業資金より利率が0.2%低く、さらに利子補給の1年目は全額市で負担となります。また、保証料については全額市で負担となります。

資金用途	限度額	融資期間	利率
創業資金	500万円	5年(据置1年含む)	1.875%
特定創業資金	500万円	7年(据置1年含む)	1.675%

*融資利率は「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に適用されます。

*この制度または、小口零細企業資金融資制度のどちらか**1事業者につき1種類1口**とします(原則重複申請不可)。ただし、特別融資(不況対策特別資金・緊急対策特別資金)については、一般融資または零細融資と1種類併用可能。

*連帯保証人については、個人の場合は信用保証協会、法人の場合は信用保証協会及び原則として当該法人の代表者個人保証としますが、必要なときは担保を求められることがあります。

***申請は、原則申請者本人とします。**代理人で申請の場合は委任状が必要です。(書式任意)

*産業振興課申込後は金融機関の指示に従って下さい。



必要書類

創業・特定創業資金

市指定様式の融資申込書のほかに、下記の書類が必要です。

	個人事業者の場合	通数	法人の場合	通数
創業資金	①前年度の納税証明書（市民税）	1	①前年度の納税証明書（市民税）	1
	②確定申告書・源泉徴収票の いずれか(写し)	1	②確定申告書・源泉徴収票の いずれか(写し)	1
	③印鑑証明書	2	③印鑑証明書（法人・代表者）	各2
	④住民票（本人のみ記載）	1	④登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	2
	⑤事業計画書	1	⑤事業計画書	1
特定創業資金	①前年度の納税証明書（市民税）	1	①前年度の納税証明書（市民税）	1
	②確定申告書・源泉徴収票の いずれか(写し)	1	②確定申告書・源泉徴収票の いずれか(写し)	1
	③印鑑証明書	2	③印鑑証明書（法人・代表者）	各2
	④住民票（本人のみ記載）	1	④登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	2
	⑤事業計画書	1	⑤事業計画書	1
	⑥経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による東村山市発行の市長の認定証明書	1	⑥経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による東村山市発行の市長の認定証明書	1

※①の市民税の納税証明書は市役所本庁舎2階の収納課で取得できます。

※各証明書は申込日から3ヶ月以内に交付された原本が必要です。

※法人の場合印鑑証明は、法人および法人代表者の印鑑証明書が各2通、計4通必要です。

※事業計画書は東京信用保証協会の創業計画書をご活用ください。また、**あらかじめ東京信用保証協会 立川支店にて事業計画書について事前にご相談**しておくと、審査手続きがスムーズになります。

※申込時に偽りがあったと発覚した場合、目的外に融資資金を使用した場合は、融資資金を全額返済していただきます。

場合によっては、追加資料を提出していただくこともあります。



東村山市長の認定証明書について

当市の創業支援計画で認定したセミナーや講座などを**1カ月以上かけて受講し**、「経営」「財務」「人財育成」「販路拡大」について習得した方に「市長の認定証明書」を発行しています。

詳しくは産業振興課にて、創業に関する相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。



移 転 資 金

申込要件

- 1) 中小企業者（中小企業信用保険法 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう）であること。
- 2) 申込時において東京都内に事業所（事務所・店舗及び工場等）を有し、かつ都内で 1 年以上同一事業を営んでいる者。
- 3) 事業所を移転（市内での移転又は市外から市内への移転に限る）し、継続して同一事業を営むために資金を必要としていること。
- 4) 個人事業者については、当該個人の住所を市内に移す場合に限る。
- 5) 前年度の市町村民税を滞納していないこと。
- 6) 事業内容が堅実で適切な事業計画を有すること。

*外国人の場合にあつては、上記に掲げるもののほか、東京信用保証協会の外国人に対する保証の要件を備えている必要があります。

融資内容

資金用途	限度額	融資期間	利率
移 転 資 金	1,200 万円	10 年（据置 1 年含む）	1.875%

*融資利率は「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日」となります。

*この制度または、小口零細企業資金融資制度のどちらか **1 事業者につき 1 種類 1 口**とします（**原則重複申請不可**）。ただし、特別融資（不況対策特別資金・緊急対策特別資金）については、一般融資または零細融資と 1 種類併用可能。

*連帯保証人については、個人の場合は信用保証協会、法人の場合は信用保証協会及び原則として当該法人の代表者個人保証としますが、必要なときは担保を求められることがあります。

***申請は、原則申請者本人とします。**代理人で申請の場合は委任状が必要です。（書式任意）

*産業振興課申込後は金融機関の指示に従って下さい。



必要書類

移転資金

市指定様式の融資申込書のほかに、下記の書類が必要です。

	個人事業者の場合	通数	法人の場合	通数
移 転 資 金	①直近の納税証明書（所得税その1）	1	①直近の納税証明書（法人税その1）	1
	②前年度の納税証明書（市民税）	1	②前年度の納税証明書（法人市民税）	1
	③確定申告書（写し）直近2期分 ※	各2	③決算書（写し）直近2期分	各2
	④印鑑証明書	2	④印鑑証明書（法人・代表者）	各2
	⑤住民票（本人のみ記載）	1	⑤登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	2
	⑥見積書	1	⑥見積書	1
	⑦各種許認可証（写し）	1	⑦各種許認可証（写し）	1
	⑧事業所の場所を示す書類	1		

※①の所得税・法人税の納税証明書は税務署で、②の市民税の納税証明書は市役所本庁舎2階の収納課で取得できます。

※各証明書は申込日から3ヶ月以内に交付された原本が必要です。

※個人事業者の確定申告書は、第一表・第二表のほか、収支内訳書や青色申告決算書もご用意ください。

※法人の場合印鑑証明は、法人および法人代表者の印鑑証明書が各2通、計4通必要です。

※⑦の許認可証については、適法に事業を行っていることの確認としてご提出いただきます。

※⑧の事業所の場所を示す書類とは、賃貸借契約書・住民票等、市内で事業所を開業することがわかる書類を指します。

※申込時に偽りがあったと発覚した場合、目的外に融資資金を使用した場合は、融資資金を全額返済していただきます。

場合によっては、追加資料を提出していただくこともあります。



不況対策特別資金(5号認定)

📄 申込要件

- 1) 中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者をいう）であること。
- 2) 申込時において市内に事業所(事務所・店舗及び工場等)を有し、かつ市内で1年以上同一事業を営んでいる者。
- 3) 個人事業者については、市内に3カ月以上在住している者。
- 4) 前年度の市町村民税を滞納していないこと。
- 5) 当該事業所に係る資金として必要としていること。
- 6) 事業内容が堅実で適切な事業計画を有すること。
- 7) 中小企業保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証制度）に規定する特定中小企業者として、市長の認定を有すること。

*外国人の場合にあつては、上記に掲げるもののほか、東京信用保証協会の外国人に対する保証の要件を備えている必要があります。

🏢 融資内容

一般融資より利率は0.2%低く、さらに利子補給の1年目は全額市で負担となります。

資金用途	限度額	融資期間	利率
不況対策特別資金	500万円	5年（据置6ヶ月含む）	1.675%

*融資利率は「令和4年4月1日から令和5年3月31日」となります。

*この制度または、小口零細企業資金融資制度のどちらか**1事業者につき1種類1口**とします（原則重複申請不可）。ただし、特別融資（不況対策特別資金・緊急対策特別資金）については、一般融資または零細融資と1種類併用可能。

*連帯保証人については、個人の場合は信用保証協会、法人の場合は信用保証協会及び原則として当該法人の代表者個人保証としますが、必要なときは担保を求められることがあります。

***申請は、原則申請者本人とします。**代理人で申請の場合は委任状が必要です。（書式任意）

*産業振興課申込後は金融機関の指示に従って下さい。



必要書類

不況対策特別資金

市指定様式の融資申込書のほかに、下記の書類が必要です。

	個人事業者の場合	通数	法人の場合	通数
不況対策特別資金	①直近の納税証明書（所得税その1）	1	①直近の納税証明書（法人税その1）	1
	②前年度の納税証明書（市民税）	1	②前年度の納税証明書（法人市民税）	1
	③確定申告書（写し）直近2期分 ※	各2	③決算書（写し）直近2期分	各2
	④印鑑証明書	2	④印鑑証明書（法人・代表者）	各2
	⑤住民票（本人のみ記載）	1	⑤登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	2
	⑥中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号の要件を満たす特定中小企業者であることを証する書類（セーフティネット5号認定書）	1	⑥中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号の要件を満たす特定中小企業者であることを証する書類（セーフティネット5号認定書）	1

※①の所得税・法人税の納税証明書は税務署で、②の市民税の納税証明書は市役所本庁舎2階の収納課で取得できます。

※各証明書は申込日から3ヶ月以内に交付された原本が必要です。

※個人事業者の確定申告書は、第一表・第二表のほか、収支内訳書や青色申告決算書もご用意ください。

※法人の場合印鑑証明は、法人および法人代表者の印鑑証明書が各2通、計4通必要です。

※申込時に偽りがあったと発覚した場合、目的外に融資資金を使用した場合は、融資資金を全額返済していただきます。

場合によっては、追加資料を提出していただくこともあります。



セーフティネット5号認定書について

この制度は、全国的に業況の悪化している指定業種に属する事業を行う中小企業者を支援するものです。

市では不況対策特別資金融資の利用に必要な認定書を発行します。詳しくは市ホームページの「セーフティネット保証5号」ページをご覧ください。



東村山市の補助金 (別途ご申請が必要です。)

保証料補助

新規借入れ時に、信用保証協会へ支払った保証料の2分の1（上限10万円）を、特定創業資金の場合は全額を市が補助いたします。

◎下記4点をご持参のうえ、東村山市役所 産業振興課 商工振興係までお越しください。

- ①「信用保証料決定のお知らせ」通知書 ※信用保証協会からご本人へ交付されます。
- ② 返済予定表 ※金融機関発行のもの
- ③ 預金通帳 ※振込先口座・名義のわかるもの
- ④ 印鑑 ※個人事業主の方は個人実印、法人の方は会社実印（代表取締役印）

※申請期間は、東京信用保証協会の保証決定を受けた日の翌日から6カ月以内です。それ以降の申請は無効となりますので、ご注意ください。

注意) 信用保証料の補助を受けた方が、融資資金の繰上げ完済を行い、信用保証料の返戻が発生した場合、返戻された保証料額の半額（特定創業資金の場合は全額）を市に返還して頂く必要があります。保証協会から届く「返戻金のお知らせ」通知を合わせてお持ちください。利子補給のお手続きは、返戻金納入確認後になります。

利子補給

遅滞なく完済した際は支払利息の2分の1を、特定創業資金と特別融資は1年目を全額、2年目以降2分の1を、市が利子補給いたします。

◎下記3点をご持参のうえ、東村山市役所 産業振興課 商工振興係までお越しください。

- ① 返済予定表（実際に支払った利息がすべて記載してあるもの）
※紛失された方は金融機関にて支払利息証明などを発行していただき、ご持参ください。
- ② 預金通帳（最終返済日が記帳されているもの／振込先口座・名義のわかるもの）
- ③ 印鑑 ※個人事業主の方は個人実印、法人の方は会社実印（代表取締役印）

★繰上完済の場合は、上記3点に加え別途下記2点をご持参ください。

- ④ 繰上完済時に銀行が発行する「計算書」
※最終返済日と最終利息（または戻し利息）等が記載され、残高が0円になっていることがわかるもの。
- ⑤ 「返戻金のお知らせ」通知
※保証協会からご本人へ郵送で届きます。詳細は保証料補助の注記をご参照ください。

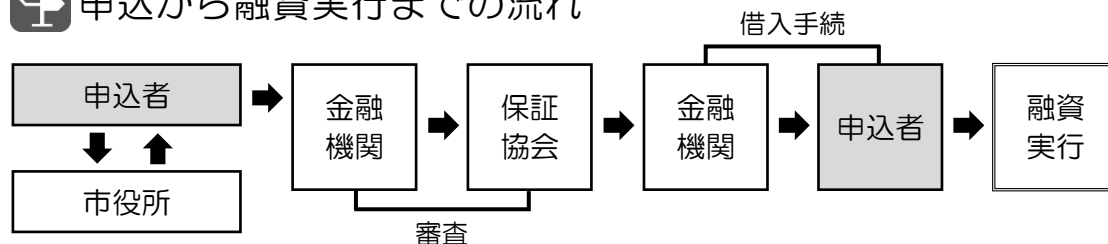
※申請期間は、融資を完済した日の翌日から6カ月以内です。それ以降の申請は無効となりますので、ご注意ください。

注意) 個人の方で融資期間中に市外へ転出した場合や、法人の方で事務所を市内に有しなくなった場合は、利子補給の支給はその日までとなりますので、ご注意ください。

i 特定非営利活動法人（NPO法人）の申請について

- 1) 「小口事業資金」の申請のみ可能です。（小口零細企業保証制度の申請は不可。ただし、医療を主たる事業とする小規模特定非営利活動法人は対象となります。）
- 2) 対象：次の規模要件を満たすNPO法人。「製造業」は従業員数300人以下、「卸売業・サービス業」は従業員数100人以下、「小売業・飲食業」は従業員数50人以下。
※雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含まない。
- 3) 必要書類：通常必要書類に加えて、「事業報告書」「計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録」「年間役員名簿」「社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」の提出が必要です。
※活動計算書及び貸借対照表の計算書類については、複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」（NPO法人会計基準協議会公表）に準拠したものであることが望ましい。

申込から融資実行までの流れ



*市に申請後、下記取扱金融機関にて融資の手続きを行うため、あらかじめ下記取扱金融機関の融資窓口で、市の融資制度について事前にご相談しておく、手続きがスムーズになります。

*審査のため、**申込みから融資の貸付まで1カ月～2カ月程度の期間を要します。**

*金融機関及び保証協会の審査により、融資金額の減額または否決される場合もありますので、ご了承ください。

? 信用保証協会 (事業計画書の記入方法は下記までお問い合わせください。)

協会名	住所・電話番号
東京信用保証協会 立川支店	〒190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階 電話:042-525-6621(代)

取扱金融機関

金融機関名	支店名	電話番号	所在地
青梅信用金庫	東村山支店	(042)394-3211	東村山市本町2-3-69
	秋津支店	(042)492-5511	清瀬市梅園3-23-23
	東京街道支店	(042)565-2131	東大和市清水6-1199-8
りそな銀行	東村山支店	(042)393-1101	東村山市野口町1-3-1
	久米川支店	(042)393-2111	東村山市栄町2-8-20
西武信用金庫	東村山支店	(042)391-0301	東村山市栄町2-18-5
きらぼし銀行	久米川支店	(042)394-3711	東村山市栄町2-20-1
	久米川駅前支店	(042)392-1611	東村山市栄町2-20-1
	秋津支店	(042)393-9611	東村山市秋津町5-6-1
多摩信用金庫	秋津支店	(042)395-7221	東村山市秋津町5-35-23
	東村山支店	(042)396-5551	東村山市野口町1-11-17
	小平支店	(042)341-3131	小平市小川西町4-14-16
飯能信用金庫	東村山支店	(042)397-6060	東村山市野口町3-4-13
	清瀬支店	(042)495-2010	清瀬市上清戸1-9-32
	所沢東支店	(04)2998-4300	所沢市くすのき台1-10-3
武蔵野銀行	久米川支店	(042)393-7711	東村山市栄町1-5-28
山梨中央銀行	東村山支店	(042)395-4511	東村山市久米川町4-8-14
東京厚生信用組合	小平支店	(042)343-0321	小平市美園町1-31-1